

平成23年4月7日

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
地方道路公社及び道路管理者

東日本大震災により被災を受けた方への 障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について

このたびの東日本大震災により被災されました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

「有料道路における障害者割引制度」をご利用いただいているお客さまのうち、東日本大震災で被災され、福祉事務所等での障害者割引制度の割引有効期限の更新手続きが困難なお客さまに対し、下記のとおり特例措置を実施いたします。

○ 特例措置の内容

東日本大震災で被災され、有料道路における障害者割引の有効期限更新手続きを行うことができないお客さまにつきましては、平成23年8月31日までの間、お申し出により身体障害者手帳・療育手帳に記載の有効期限に関わらず、割引を適用いたします。

○ 対象となるお客さま

岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県にある福祉事務所等から、身体障害者（療育）手帳の交付を受け、東日本大震災以前から有料道路における障害者割引にご登録いただいているお客さま。

○ お申し出等の方法

■ 手帳呈示により障害者割引をご利用のお客さま

○手帳をご呈示いただく際に、併せて料金所係員に東日本大震災により更新手続きができない旨をお申し出ください。

○有効期限のほか必要な記載事項等を確認させていただいたうえで、割引適用要件に該当する場合には、割引を適用いたします。

※今回の特例措置は平成23年8月31日までの取り扱いとなります。可能になり次第、手帳の割引有効期限の更新手続きをお願いいたします。

※通行料金をお支払い後にお申し出いただいた場合には、割引することができませんので予めご了承ください。

■ E T Cにより障害者割引をご利用のお客さま

○特例措置の対象となるお客さまは、有料道路E T C割引登録係へお電話いただき、東日本大震災により更新手続きができない旨をお申し出ください。

○ご登録情報を確認のうえ、割引有効期限を平成23年8月31日まで延長いたします。

◀ 有料道路E T C割引登録係：045-477-1233（受付時間：平日9時～17時） ▶

○ その他

本措置は、割引有効期限を延長するものであり、手帳の記載事項（登録車両など）を確認できない場合や、登録車以外の車でのご利用の場合は、本措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検時の代車等も対象となりません。

身体障害者手帳または療育手帳を紛失された場合や、登録した車を変更された場合は、福祉事務所等にてお手続きをお願いいたします。

○ 割引制度に関するお問い合わせ先

京都府道路公社管理事務所 0773-83-0074 （受付時間：平日9時～17時）